

○那須塩原市上下水道事業審議会条例

平成19年6月28日条例第28号

(設置)

第1条 那須塩原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第197号）

第1条第1項に規定する水道事業及び同条第2項に規定する下水道事業の適正かつ円滑な経営に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、那須塩原市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項の調査及び審議を行い、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道事業による水道を使用する個人及び法人その他の団体の構成員
- (3) 下水道事業による下水道又は農業集落排水施設を使用する個人及び法人その他の団体の構成員
- (4) 下水道事業による下水道又は農業集落排水施設に係る団体の構成員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。ただし、委員が前条第2項第2号から第4号までに掲げる団体の構成員である場合において、その職を失ったときは、任期中においても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長の補佐を行い、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長の職務を行う者がいないとき

は、市長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部管理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年那須塩原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成19年12月26日条例第34号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第43号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日条例第46号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○那須塩原市上下水道事業審議会の傍聴に関する要領

平成19年9月26日

那須塩原市水管告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、那須塩原市上下水道事業審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 那須塩原市上下水道事業審議会の会長（以下「会長」という。）は、事前に傍聴者の定員を決定するものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付名簿に必要事項を記載しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に危害を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影したり録音したりしないこと。
- (3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(会議の非公開と傍聴人の退場)

第6条 会長は、必要に応じ会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 傍聴人は、会議が非公開となったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

那須塩原市上下水道事業審議会の傍聴における遵守事項

1. 傍聴の手続

審議会の会議を傍聴しようとする方は、傍聴者受付名簿に住所及び氏名、電話番号を記入したうえ、係員の指示に従って会場に入場してください。

なお、会場の都合により傍聴者の人数を制限することがあります。

2. 遵守事項

傍聴に際しては次の事項を守ってください。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 会長の許可なく、会議の様態を撮影したり録音したりしないこと。

(3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。

(4) 会議の秩序を乱し、または妨害となるような行為をしないこと。

3. 会議の非公開

会長は必要に応じ会議を非公開とすることができます。その場合、傍聴されている方は、会長の指示に従い速やかに退場してください。

4. 違反に対する措置

傍聴人がこの遵守事項に違反したときは、退場していただくこともありますのでご了承ください。

第 回那須塩原市上下水道事業審議会傍聴者受付名簿

令和 年 月 日 ()

	住 所	氏 名	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

那須塩原市上下水道事業審議会の傍聴に関する要領第2条の規定に基づき、傍聴者の定員を 人以内とします。

但し、定員を超える場合は先着順とします。